

一般財団法人ベターリビング
性能評価業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人ベターリビング性能評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人ベターリビング(以下「財団」という。)が実施する性能評価業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(性能評価業務手数料)

第2条 業務規程第15条に規定する手数料の額は、別記に掲げるとおりとする。

(性能評価業務手数料の特例)

第3条 海外出張の必要が生じ、通常よりも費用がかかる場合については、第2条の手数料とは別に、海外出張に係る実費を請求できるものとする。

(附則)

この規程は、令和7年1月6日より施行する。

(附則)

改定後の規程は、令和8年6月19日より施行する。

別記

単位 (円)

No.	建築基準法令の根拠となる条文	材料、構造等	性能・評価区分			手数料
1※3	法第2条第七号 (令第107条)	耐火構造	耐火性能	壁	30分(非耐力壁)	1,550,000
					60分(非耐力壁)	1,620,000
					60分(耐力壁)	2,150,000
					90分(耐力壁)	2,190,000
					120分(耐力壁)	2,240,000
				床	60分	2,540,000
					90分	2,630,000
					120分	2,720,000
				はり	60分	2,540,000
					90分	2,630,000
					120分	2,720,000
					150分	2,810,000
				180分	2,900,000	
				屋根	30分	1,920,000
			階段	30分	1,920,000	
			耐火性能 長時間後追い (加熱終了後 24時間放冷) 2体の試験を 要する場合	壁	30分(非耐力壁)	2,189,000
					60分(非耐力壁)	2,259,000
					60分(耐力壁)	2,789,000
					90分(耐力壁)	2,829,000
					120分(耐力壁)	2,879,000
				床	60分	3,179,000
					90分	3,269,000
					120分	3,359,000
				はり	60分	3,179,000
					90分	3,269,000
					120分	3,359,000
					150分	3,449,000
				180分	3,539,000	
屋根	30分	2,559,000				
階段	30分	2,559,000				
耐火性能 長時間後追い (17時30分を 超えて22時ま で放冷) 2体の試験を 要する場合	壁	30分(非耐力壁)	1,760,000			
		60分(非耐力壁)	1,830,000			
		60分(耐力壁)	2,360,000			
		90分(耐力壁)	2,400,000			
		120分(耐力壁)	2,450,000			

				床	60分	2,750,000	
					90分	2,840,000	
					120分	2,930,000	
				はり	60分	2,750,000	
					90分	2,840,000	
					120分	2,930,000	
				屋根	30分	2,130,000	
				階段	30分	2,130,000	
				耐火性能 1体の試験が長時間後追い(加熱終了後24時間放冷)を要する場合	壁	30分(非耐力壁)	1,870,000
						60分(非耐力壁)	1,940,000
						60分(耐力壁)	2,470,000
						90分(耐力壁)	2,510,000
			120分(耐力壁)			2,560,000	
			床		60分	2,860,000	
					90分	2,950,000	
					120分	3,040,000	
			はり		60分	2,860,000	
					90分	2,950,000	
					120分	3,040,000	
					150分	3,130,000	
			180分		3,220,000		
			屋根		30分	2,240,000	
			階段		30分	2,240,000	
			耐火性能 1体の試験が長時間後追い(17時30分を超えて22時まで放冷)を要する場合	壁	30分(非耐力壁)	1,655,000	
					60分(非耐力壁)	1,725,000	
					60分(耐力壁)	2,255,000	
					90分(耐力壁)	2,295,000	
120分(耐力壁)	2,345,000						
床	60分	2,645,000					
	90分	2,735,000					
	120分	2,825,000					
はり	60分	2,645,000					
	90分	2,735,000					
	120分	2,825,000					
屋根	30分	2,025,000					
階段	30分	2,025,000					
耐火性能 長時間後追い(加熱終了後24時間放冷)1	壁	30分(非耐力壁)	1,975,000				
		60分(非耐力壁)	2,045,000				
		60分(耐力壁)	2,575,000				

			体、 長時間後追い (17時30分を 超えて22時ま で放冷)1体 の試験を要す る場合		90分(耐力壁)	2,615,000	
					120分(耐力壁)	2,665,000	
					床	60分	2,965,000
						90分	3,055,000
						120分	3,145,000
					はり	60分	2,965,000
						90分	3,055,000
						120分	3,145,000
					屋根	30分	2,345,000
					階段	30分	2,345,000
2※3	法第2条第七号の二 (令第107条の2)	準耐火構造	準耐火性能	壁	30分(非耐力壁)	1,520,000	
					45分(非耐力壁)	1,620,000	
					30分(耐力壁)	2,060,000	
					45分(耐力壁)	2,150,000	
				床	45分	2,130,000	
				はり	45分	2,130,000	
				屋根	30分	1,920,000	
				軒裏	30分	1,520,000	
					45分	1,620,000	
				階段	30分	1,920,000	
3※3	法第2条第八号 (令第108条)	防火構造	防火性能	壁	30分(非耐力壁)	1,620,000	
					30分(耐力壁)	1,790,000	
				軒裏	30分	1,620,000	
4※1	法第2条第九号の二口 (令第109条)	防火戸その他の防火設備	遮炎性能	防火設備	20分	1,520,000	
5※3	法第21条第1項 (令第109条の5)	大規模の建築物の 主要構造部	準耐火等 性能	壁	30分(非耐力壁)	1,520,000	
					通常火災終了時間 (非耐力壁)	1,860,000※4	
					通常火災終了時間 (耐力壁)	2,100,000※4	
				床	通常火災終了時間	2,540,000※5	
				はり	通常火災終了時間	2,540,000※5	
				屋根	30分	2,310,000	
				軒裏	30分	1,520,000	
					通常火災終了時間	1,880,000※4	
階段	30分	1,920,000					
6※3	法第23条 (令第109条の9)	準防火構造	準防火性能	壁	20分(非耐力壁)	1,620,000	
					20分(耐力壁)	1,790,000	
7※3	法第27条第1項 (令第110条)	法第27条第1項に規定す る特殊建築物の主要構造部	準耐火等 性能	壁	30分(非耐力壁)	1,520,000	
					特定避難時間 (非耐力壁)	1,860,000※4	
					特定避難時間 (耐力壁)	2,100,000※4	
				床	特定避難時間	2,400,000※5	

				はり	特定避難時間	2,400,000 ^{※5}
				屋根	30分	2,310,000
				軒裏	30分	1,520,000
					特定避難時間	1,880,000 ^{※4}
				階段	30分	1,920,000
8 ^{※1}	法第27条第1項 (令第110条の3)	延焼の恐れがある 外壁の開口部の防火設備	遮炎性能	防火設備	20分	1,520,000
9 ^{※1}	法第61条第1項 (令第136条の2)	防火地域又は準防火地域内 にある建築物に用いる 外壁の開口部の防火設備	遮炎・準遮炎 性能	防火設備	20分以下	1,520,000
					20分超30分以下	1,540,000
					30分超40分以下	1,560,000
					40分超50分以下	1,570,000
					50分超60分以下	1,590,000
					60分超75分以下	1,600,000
					75分超90分以下	1,640,000
					90分超105分以下	1,670,000
105分超120分以下	1,680,000					
10 ^{※3}	令第109条の3第一号	準耐火建築物と同等の耐火 性能を有する建築物の屋根	遮炎性能	屋根	20分	1,920,000
11 ^{※3}	令第109条の3第二号ハ	準耐火建築物と同等の耐火 性能を有する建築物の 床及び天井	遮熱性能 非損傷性能	床、直下の 天井	30分	1,920,000
12 ^{※1}	令第112条第1項	特定防火設備	遮炎性能	防火設備	60分	1,590,000
13 ^{※3}	令第112条第2項	1時間準耐火基準に適合す る準耐火構造	準耐火等 性能	壁	60分(非耐力壁)	1,740,000
					60分(耐力壁)	2,240,000
				床	60分	2,270,000
				はり	60分	2,270,000
				軒裏	60分	1,740,000
14	令第112条第4項第一号	強化天井	準耐火等 性能	天井	60分	2,270,000
15	令第112条第12項	竪穴区画に用いる防火設備	準遮炎性能	防火設備	10分	1,520,000
16	令第112条第19項各号	防火区画等の防火設備	防火設備等 性能	防火設備	防火設備	460,000
	令第112条第21項	防火ダンパー等			防火設備	460,000
	令第126条の2第2項 第一号	排煙設備設置に関する竪穴 区画の防火設備			防火設備	460,000
	令第129条の13の2 第三号	非常用昇降機不要建築物の 防火設備			防火設備	460,000
	令第145条第1項第二号	道路と道路内の建築物を区 画する特定防火設備			防火設備	460,000
17 ^{※3}	令第113条第1項第三号	防火壁を設けた部分の屋根	遮炎性能	屋根	20分	1,920,000
18 ^{※1}	令第114条第5項	準耐火構造の界壁、間仕切 壁及び隔壁に用いる 防火設備	遮炎性能	防火設備	45分	1,570,000
19 ^{※3}	令第115条の2 第1項第四号	防火壁の設備を要しない 建築物の床	遮熱性能 非損傷性能	床、直下の 天井	30分	1,920,000
20 ^{※1}	令第137条の10 第一号ロ(4)	防火地域内にある既存不適 格建築物の増改築時に用い る外壁の開口部の防火設備	準遮炎性能	防火設備	20分	1,520,000
21 ^{※3}	令第129条の2の4 第1項第七号ハ	防火区画等を貫通する 給水管等	遮炎性能	防火区画貫 通部 (給排水管 等)	20分	1,880,000
					45分	1,910,000
					60分	1,940,000
22 ^{※1}	法第2条第九号 (令第108条の2)	不燃材料	不燃性能	内、外壁	20分	910,000 (520,000)
23 ^{※1}	令第1条第五号	準不燃材料	準不燃性能	内、外壁	10分	
24 ^{※1}	令第1条第六号	難燃材料	難燃性能	内、外壁	5分	

25	令第108条の4 第1項第二号	耐火建築物の主要構造部 (耐火性能検証)	耐火性能	床面積の合計 ≤ 500 m ²	1,150,000
				500 m ² < 床面積の合計 ≤ 3000 m ²	1,290,000
				3000 m ² < 床面積の合計 ≤ 10000 m ²	1,470,000
				10000 m ² < 床面積の合計 ≤ 50000 m ²	1,640,000
				50000 m ² < 床面積の合計 ≤ 100000 m ²	2,040,000
				100000 m ² < 床面積の合計 ≤ 200000 m ²	2,200,000
				200000 m ² < 床面積の合計	2,500,000
26	令第108条の4 第4項	防火設備 (防火区画検証)	遮炎性能	床面積の合計 ≤ 500 m ²	340,000
				500 m ² < 床面積の合計 ≤ 3000 m ²	540,000
				3000 m ² < 床面積の合計 ≤ 10000 m ²	730,000
				10000 m ² < 床面積の合計 ≤ 50000 m ²	940,000
				50000 m ² < 床面積の合計	1,140,000
27	法第20条第1項第一号 法第20条第1項第二号口 法第20条第1項第三号口 法第20条第1項第四号口	時刻歴応答解析等を用いた 建築物		床面積の合計 ≤ 500 m ²	1,020,000
				500 m ² < 床面積の合計 ≤ 3000 m ²	1,150,000
				3000 m ² < 床面積の合計 ≤ 10000 m ²	1,600,000
				10000 m ² < 床面積の合計 ≤ 50000 m ²	1,690,000
				50000 m ² < 床面積の合計 ≤ 100000 m ²	2,260,000
				100000 m ² < 床面積の合計 ≤ 200000 m ²	2,590,000
				200000 m ² < 床面積の合計 注) 特定天井を有するものは、 1,430,000円加算となります。	3,240,000
28 ^{*3}	法第30条第1項第一号 (令第22条の3)	長屋又は共同住宅の界壁		遮音構造	1,350,000
29	法第37条第二号 (令第144条の3)	指定建築材料 (木質系材料)		建築材料	2,740,000
		指定建築材料 (コンクリート、膜材料)		建築材料	660,000
		指定建築材料 (鋼材、免震材料、 その他の材料)		建築材料	2,180,000
30	令第20条の2第一号二	特殊建築物の居室の 換気設備		換気設備	460,000
31	令第20条の3 第2項第一号口	調理室等の換気設備		換気設備	460,000
32 ^{*1}	令第20条の7第2項	第2種ホルムアルデヒド 発散建築材料とみなす 建築材料		建築材料	660,000
33 ^{*1}	令第20条の7第3項	第3種ホルムアルデヒド 発散建築材料とみなす 建築材料		建築材料	660,000
34 ^{*1}	令第20条の7第4項	令第20条の7第4項に 該当する建築材料		建築材料	660,000
35	令第20条の7 第1項第二号表 令第20条の8第2項	機械換気設備		換気設備	460,000
36	令第20条の8 第1項第一号口(1)	空気浄化機械換気設備		換気設備	460,000
37	令第20条の8 第1項第一号ハ	中央管理方式の 空気調和設備		換気設備	460,000
38	令第20条の9	居室		居室	460,000
39	令第22条	居室の床の高さ及び 防湿方法		耐久性能	460,000
40	令第39条第3項	特定天井		特定天井性能	1,430,000
41 ^{*2}	令第46条 第4項の表1の(八)項	木造の耐力壁及びその倍率		木造耐力壁	2,700,000

42	令第 67 条第 1 項	鉄骨造の特殊な接合方法	接合部性能	1,440,000
	令第 67 条第 2 項	鉄骨造の特殊な継手又は仕口	接合部性能	1,440,000
	令第 68 条第 3 項	特殊な高力ボルト	接合部性能	1,440,000
43*2	規則第 8 条の 3	枠組壁工法耐力壁及びその倍率	木造耐力壁	2,700,000
44	令第 129 条の 2 の 4 第 2 項第三号	飲料水の配管設備	配管設備	460,000
45	令第 129 条の 4 第 1 項第三号	エレベーターの構造上主要な支持部分	昇降機	1,380,000
46	令第 129 条の 8 第 2 項	エレベーターの制御器	昇降機	1,120,000
47	令第 129 条の 10 第 2 項	エレベーターの制動装置	昇降機	1,360,000
48	令第 129 条の 10 第 4 項	令第 129 条の 10 第 3 項第一号に該当する安全装置(戸開走行保護装置)	昇降機	1,650,000
49	令第 129 条の 12 第 1 項第六号	エスカレーターの脱落防止対策	昇降機	1,440,000
50	令第 129 条の 12 第 2 項	エスカレーターの踏段及び主要な支持部分の構造(令第 129 条の 4 第 1 項第三号の読み替え)	昇降機	1,380,000
51	令第 129 条の 12 第 5 項	エスカレーターの制御装置の構造	昇降機	1,360,000
52	規則第 1 条の 3 第 1 項本文	図書省略(建築物全体)	床面積の合計 ≤ 500 m ²	3,380,000
			500 m ² < 床面積の合計 ≤ 3000 m ²	3,600,000
			3000 m ² < 床面積の合計 ≤ 10000 m ²	4,140,000
			10000 m ² < 床面積の合計 ≤ 50000 m ²	4,680,000
			50000 m ² < 床面積の合計	5,100,000
		図書省略(基礎杭)	基礎杭	1,840,000
		図書省略(鉄骨の接合部)	床面積の合計 ≤ 500 m ²	340,000
			500 m ² < 床面積の合計 ≤ 3000 m ²	470,000
			3000 m ² < 床面積の合計 ≤ 10000 m ²	600,000
			10000 m ² < 床面積の合計 ≤ 50000 m ²	940,000
50000 m ² < 床面積の合計	1,330,000			

特記

1. 本手数料は、建築基準法施行規則第 11 条の 2 の 3 第 2 項第一号、第 3 項第四号、第 5 項第一号及び第三号の規定に基づく金額及び建築基準法施行規則第 11 条の 2 の 3 第 6 項に基づき国土交通大臣の認可を受けた金額となります。
2. 本手数料の消費税は非課税です。
3. 本手数料での性能評価書発行部数は 2 部となります。
性能評価書を追加発行する場合は、1 部につき 50,000 円に消費税を加えた額を別途いただきます。
4. 新たな試験の実施を要さない性能評価の場合の手数は、※1 は 330,000 円、※2 は 1,370,000 円、※3 は 440,000 円となります。(※のないものは対象外)
5. 既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であって、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合に係る性能評価手数料は、表の性能・評価区分に応じ、法 20 条第 1 項第一号又は法第 37 条第二号(コンクリート又は膜材料に係るものに限る。)の認定に係る評価の場合は 3 分の 1 の額(千円未満の端数切り捨て)、それ以外の場合は 10 分の 1 の額となります。
6. 法第 20 条第 1 項第一号、令第 108 条の 4 第 1 項第二号、令第 108 条の 4 第 4 項、及び規則第 1 条の 3 第 1 項本文の認定に係る評価のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画の変更に係る評価にあつては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定します。
7. 法第 2 条第九号(不燃材料)、令第 1 条第五号(準不燃材料)、令第 1 条第六号(難燃材料)で、ガス有害性試験不要材料は、括弧内手数料となります。
8. ※4: 加熱時間(分)毎に 2,100 円加算 ※5: 加熱時間(分)毎に 2,000 円加算
9. 既に特殊構造方法等認定を受けた構造方法又は建築材料について、当該認定に係る申請書又は図書の記載事項の形式的な変更の認定を受けようとする場合の手数料の額は、20,000 円となります。